

石川県告示第682号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第12号、第13号、第17号及び第18号の規定により、広告物の表示等を禁止する区間及び区域を次のとおり指定し、平成21年1月1日から施行する。

なお、平成8年石川県告示第508号、平成14年石川県告示第571号、平成15年石川県告示第467号、平成18年石川県告示第356号及び平成20年石川県告示第282号は、平成20年12月31日限り廃止する。

平成20年12月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

(1) 高速自動車国道

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
北陸自動車道	県内の全区間	両側500メートル以内
北陸自動車道	加賀インターチェンジ、片山津インターチェンジ、小松インターチェンジ及び美川インターチェンジの連結点（本線と一般道を連結する道路の区間）	両側100メートル以内

(2) 自動車専用道路

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
県道金沢田鶴浜線（能登有料道路）	金沢市との境界から羽咋市柳田町六九字11番2まで	海側汀線まで及び山側200メートル以内（羽咋川右岸から一般国道249号との交差点までは両側200メートル以内）
県道金沢田鶴浜線及び県道七尾輪島線（能登有料道路）	羽咋市柳田町六九字56番1（柳田インターチェンジ）から鳳珠郡穴水町字此木壱字73番1（県道七尾輪島線此木交差点）まで	両側100メートル以内
一般国道470号（能越自動車道田鶴浜道路）	県内の全区間	〃
一般国道470号（能越自動車道穴水道路）	〃	〃

(3) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
一般国道8号	小松市八幡口部23番1地先から加賀市箱宮町チ63番1まで	両側100メートル以内
県道金沢小松線（加賀産業道路）	金沢市との境界から小松市八幡二部31番2まで	〃

一般国道 8 号	河北郡津幡町字刈安59番地先から同町字舟橋ろ之部77番地先まで	〃
一般国道249号	七尾市小島町12之部 8 番 3 地先から同市高田町井部38番地先まで	〃
県道七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字此木吉字73番 1 地先 (此木交差点) から輪島市横地町 9 部143番 7 地先 (粉川橋) まで	両側100メートル以内 (鳳珠郡穴水町字此木吉字73番 1 地先から同町字平野ト27番 1 地先までの区域を除く。)
県道漆原下出線	輪島市三井町小泉漆原24番 1 地先 (県道七尾輪島線との交差点) から輪島市三井町洲衛ろの部106番 1 地先 (県道柏木穴水線との交差点) まで	両側100メートル以内
県道柏木穴水線 (珠洲道路)	鳳珠郡穴水町字此木吉字73番 1 (県道七尾輪島線此木交差点) から鳳珠郡能登町字柏木口之部22番 1 地先 (能登町境界) まで	〃
県道珠洲穴水線 (珠洲道路)	鳳珠郡能登町字柏木口之部22番 1 地先 (輪島市境界) から同町字当目 3 字 6 番 1 (県道内浦柳田線交差点) まで	〃
県道内浦柳田線 (珠洲道路)	鳳珠郡能登町字当目 3 字 6 番 1 から鳳珠郡能登町字駒渡12字 1 番 3 地先まで	〃
珠洲市道56 - 1 (珠洲道路)	鳳珠郡能登町字駒渡12字 1 番 1 地先から珠洲市宝立町鶴島 5 字12番 1 地先まで	〃
一般国道249号 (珠洲道路)	珠洲市宝立町鶴島 5 字12番 1 地先から同町金峰寺末字17番 1 地先まで	〃
珠洲市道56 - 1 (珠洲道路)	珠洲市宝立町金峰寺末字17番 1 地先から同市上戸町南方レ字 7 番 2 地先まで	〃
県道若山上戸線 (珠洲道路)	珠洲市上戸町南方レ字 7 番 2 地先から同町南方ち字12番 1 地先まで	〃
珠洲市道56 - 1 (珠洲道路)	珠洲市上戸町南方ち字12番 1 地先から同町寺社 8 字64番 1 地先まで	〃
県道羽咋厳門自転車道線	県道金沢田鶴浜線 (能登有料道路) との交差点から県道志賀富来線との交差点まで (気多大社鳥居前から県道滝港線との交差点まで及び羽咋市柴垣町地内の中谷川から羽咋市柴垣町五253番32までの区間を除く。)	海側汀線まで及び山側100メートル以内
県道羽咋厳門自転車道線	羽咋郡志賀町末吉畷53番 1 (千古大橋) から同町三明チ43番 2 (旧北陸鉄道能登線三明駅) まで	両側100メートル以内
県道志賀富来線	県道羽咋厳門自転車道線との交差点から川尻橋まで	海側汀線まで及び山側100メートル以内
県道志賀富来線及び志賀町道2034号線	川尻橋から羽咋郡志賀町福浦港浦44番 1 地先まで	海側汀線まで
県道志賀富来線	羽咋郡志賀町福浦港壱四13番 5 (県道福浦港中島線交差点) から同町福浦港壱七19番 4 まで	両側100メートル以内
県道志賀富来線	羽咋郡志賀町福浦港壱七19番 4 地先から同町富来牛下123番地先 (一般国道249号との交差点) まで	海側汀線まで及び山側100メートル以内
一般国道249号	羽咋郡志賀町富来生神40番 3 地先から同町富来牛下123番地先 (県道志賀富来線との交差点) まで	〃

一般国道249号及び志賀町道1046号線	志賀町道1078号線との交差点から歌仙橋まで	海側汀線まで
県道深谷中浜線及び志賀町道6084号線	酒見大橋から一般国道249号との交差点まで (羽咋郡志賀町西海風戸子42番地先から同町西海千ノ浦五 1 番 4 地先の区間を除く。)	
一般国道249号	県道深谷中浜線との交差点から西之端橋まで	海側汀線まで
県道五十洲亀部田線	皆月橋から輪島市門前町五十洲まで	〃
一般国道249号	塚田橋から県道大谷狼煙飯田線との交差点まで	〃
県道大谷狼煙飯田線	一般国道249号との交差点から珠洲市狼煙町へ部83地先まで	〃
珠洲市道676号線及び能登町道松波恋路 1 号線	鶴飼大橋から鳳珠郡能登町字松波 3 字 51 番 1 地先まで	〃
1 級松波布浦 1 号線	鳳珠郡能登町字布浦力部54地先から 3 字 6 地先まで	〃
県道能都内浦線	鳳珠郡能登町字白丸 3 字 18 番 1 地先から同町字新保 1 字 37 番 5 地先まで	〃
一般国道249号	七尾市中島町外への部29乙地先から県道長浦小牧線との交差点まで	〃
県道長浦小牧線	全区間	〃
県道長浦中島線	のと鉄道七尾線瀬嵐踏切から県道長浦小牧線との交差点まで	〃
七尾市道崎山 1 号線	全区間	〃
県道鶴浦大田新線	大野木橋から一般国道160号との交差点まで	〃
県道七尾能登島公園線	七尾市能登島佐波町ナの13地先から県道田尻祖母浦半浦線との交差点まで	両側100メートル以内
県道七尾能登島公園線	七尾市能登島佐波町ナの13地先から同市能登島半浦町20号 3 番 2 まで	海側汀線まで及び山側100メートル以内
県道七尾能登島公園線	七尾市能登島半浦町20号 3 番 2 から同市石崎町ケ部 9 番 1 まで	両側100メートル以内
県道田尻祖母浦半浦線	全区間	海側汀線まで及び山側100メートル以内
県道野崎向田線	〃	両側100メートル以内
能登島57号線	〃	〃
能登島58号線	〃	〃
能登島150号線	〃	〃
能登島119号線	〃	〃
能登島126号線	〃	〃
能登島128号線	〃	〃
農道半浦 2 号線	七尾市能登島百万石町110番地先から同町183番 1 地先まで	〃
中能登農道橋	全区間 (七尾市中島町長浦子128番地先から同市能登島通町 7 号 2 番 7 地先まで)	七尾市中島町長浦17ノ部 33番地及び同市能登島通町9号16番地 (猿島)

2 条例別表第 1 の第17号の規定により指定する区域

七尾市石崎町ケ部 1 番 2 地先 (水垂鼻岬) から屏風岬を経て同町マ部 2 番地先までの海岸汀線から陸域200メートル以内の区域

3 条例別表第 1 の第18号の規定により指定する区域

小木湾及び九十九湾並びにこれらの周辺地域で海上から展望できる区域 (鳳珠郡能登町字小木の市街地を除く。)